



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

1

2020

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、ひとかたならぬご厚情にあずかり誠に有難うございました。

新たな年を迎え皆様にとって本年にご多幸がありますようお祈り致しております。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

最新情報

2020年度税制改正大綱を決定

自民・公明両党は12月12日、2020年度の税制改正大綱を決定し公表しました。主な内容としては、個人所得課税では、個人投資を促進するためのNISA（少額投資非課税制度）の見直しや未婚のひとり親に対する税制上の措置、資産課税では、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応、法人課税では、イノベーション強化に向けた取組みや連結納税制度の見直し、消費課税では、法人に係る消費税の申告期限を1月延長する特例の創設などがあります。

NISAについては、非課税期間5年間の一般NISAについて、2024年から、低リスクの投資信託などに対象を絞った年20万円の積立枠と、上場株式などにも投資できる年102万円の枠の2階建てに見直した上で、口座開設可能期間を5年延長します。また、非課税期間20年間の現行積立NISAは5年延長し、ジュニアNISAは、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとします。

未婚のひとり親に対しては、2020年分以後の所得税から、既存の寡婦（夫）控除を適用します。また、寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設けます。併せて、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とします。さらに、子ありの寡夫の控除額（現行、所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とします。

所有者不明土地については、登記簿等に所有者として登記等がされている場合、相続人等に対し、「現に所有している者」として、その氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる制度を創設します。また、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとします。

連結納税制度については、2002年度創設以来18年ぶりに抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行します。具体的には、企業グループ全体を一つの課税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益計算等の調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより、事務負担の軽減を図ります。

法人に係る消費税の申告期限については、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法

人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1ヵ月に限って延長する特例を創設します。2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日に属する課税期間から適用します。

次月号以降で、随時、改正内容をお知らせ致します！

平成30年度改正により令和2年より給与所得控除と基礎控除が変わり

●給与所得控除と基礎控除が変更

令和2年より給与所得控除と基礎控除が変更になります。内容としては基本的に

- ① 基礎控除を10万円引き上げる
 - ② 給与所得控除は10万円引き下げる
- となっています。

しかし、給与所得控除は改正により「給与収入が従来1000万円だった限度額は850万円以上で上限」となりますので、給与収入が850万円以上の方には増税となります。ただし、本人が特別障害者に該当する場合や、23歳未満あるいは特別障害者控除の対象者となる扶養親族等が同一生計内にいる場合は、従来の給与所得控除より10万円下げるに留まるよう「所得金額調整控除」を創設して、基礎控除の10万円上昇と併せて、給与収入が850万円を超える人でも、負担が増えないような措置が取られています。

●所得が多い人にはさらに増税に

基礎控除は、合計所得金額によって減少・消失するようになります。

合計所得金額が2,400万円以下であれば、令和元年までの38万円より10万円アップの48万円、2,400万円超～2,450万円⇒32万円、2,450万円超～2,500万円⇒16万円、2,500万円超⇒0円となります。

基礎控除の減少・消失に関しては子育て世帯や特別障害者を扶養している世帯であっても、所得金額調整控除は行われません。

参考：住民税の場合、2,400万円以下⇒43万円、2,400万円超～2,450万円⇒29万円、2,450万円超～2,500万円⇒15万円、2,500万円超⇒0円

●公的年金等控除も同様の措置

給与所得控除と同様、令和2年より公的年金等控除も基本10万円の引き下げですが、公的年金等収入が1,000万円を超える場合は195.5万円が上限となります。また、公的年金以外の所得が1,000万円超ある場合はさらに10万円の引き下げ、2,000万円超ある場合は20万円の引き下げが行われます。

●給与と公的年金が両方ある場合の措置

給与収入と公的年金等収入の両方がある方の場合、合計20万円の控除額の減少とならないように「所得金額調整控除」によって、10万円を給与所得の金額から控除するようになります。

令和2年1月より源泉徴収税額表が変わります

先のトピックスに記載の通り、税制改正に伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等も以下の通り変更となっているため、源泉徴収税額表も変わります。

源泉徴収税額表の甲欄は、給与等の支払いを受ける人の扶養親族等の数に応じて税額を算出する仕組みになっており、扶養親族等の数に含めるかどうかは合計所得金額や年齢などによって判定します。

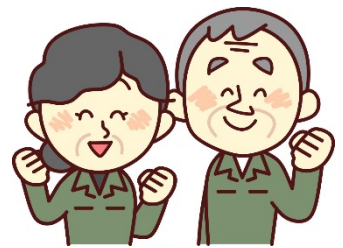
- ・ 同一生計配偶者の合計所得金額 改正前 38万円以下 ⇒改正後 48万円以下
- ・ 扶養親族の合計所得金額 改正前 38万円以下 ⇒改正後 48万円以下

- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額 改正前 85 万円以下 ⇒改正後 95 万円以下
- ・勤労学生の合計所得金額 改正前 65 万円以下 ⇒改正後 75 万円以下

トビウクス 70 歳までの就業機会の確保 法案の早期提出の方針

政府は、令和元年（2019 年）6 月に取りまとめた「成長戦略実行計画」に、「70 歳までの就業機会の確保」を盛り込んでいます。この 70 歳までの就業機会の確保について、同年 11 月に開催された全世代型社会保障検討会議において、安倍総理が「法案の早期提出を図る」と明言したことが話題になりました。

どのようなルールが作られようとしているのか、今一度確認しておきましょう。



..... 70 歳までの就業機会の確保 案のポイント

65 歳から 70 歳までの就業機会確保については、次の①～⑦のような多様な選択肢を示し、どの選択肢を採用するか、労使で話し合い企業が決定する仕組みの導入を目指す。

① 定年廃止	⑤ 個人とのフリーランス契約への資金提供
② 70 歳までの定年延長	⑥ 個人の起業支援
③ 継続雇用制度導入	⑦ 個人の社会貢献活動参加への資金提供
④ 他の企業への再就職の実現	

※70 歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて整備を図る。

●第一段階の法制整備←早期の法案の提出が進められている部分

第一段階の法制については、法制度上、上記の①～⑦といった選択肢を明示した上で、70 歳までの就業機会の確保を努力規定とする。

●第二段階の法制整備

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

★令和 2 年の通常国会の目玉の一つになりそうですね。

7 つの選択肢の内容の見直しなど、部分的な修正は加えられるかもしれませんが、「70 歳までの就業機会の確保を努力規定とする」という方向性は揺るがないと思われます。厚生労働省の調査によると、66 歳以上でも働ける企業の割合が 30%を超えたということですが、残る 70%程度の企業では、対応を考える必要が生じるということになります。

トビウクス 「男性は長髪 NG」「女性はパンプス」など男女で異なる決まりが多数

令和元年（2019 年）11 月に、連合（日本労働組合総連合会）から「社内ルールにおける男女差に関する調査 2019」が公表され、それが話題になりました。そのポイントを紹介します。

..... 社内ルールにおける男女差に関する調査 2019 のポイント

「職場での決まり」については、次のような調査結果となっています。

- 服装や身だしなみについての決まりの有無について、「ある」は 57.1%
宿泊業や飲食サービス業が高い傾向
- 「男性は長髪 NG」、「女性はシャツ色ピンク」、「女性はパンプス」など、男女で異なる決まりが多数
「パンプスのヒールの高さに決まりがある」は 19.4%
- 服装や身だしなみの決まりに従わないときの扱いについて、「何らかの処分がある」は 19.4%、「何もない」は 30.5%
処分の内容の最多は「始末書提出」



★全回答者に、服装・身だしなみの決まりについて思うことを聞いたところ、「最低限でよいと思う」が最も多く 54.9% となっています。どこが最低限なのかという線引きが難しいところですが、納得できるルールなら受け入れられるが、意味もなく厳しいルールは受け入れられないということかもしれません。時代錯誤のルールが存在していないか？ これを機に考えてみてもよいかもしれませんね。

トビヨウズ ハローワークの窓口の受付時間「16時まで」に短縮（令和2年1月）

ハローワークの「雇用保険適用窓口」来所の受付時間が、令和2年1月から、8:30～16:00になります。電子申請の利用の促進とあわせて、次のようなリーフレットによって周知が図られています。

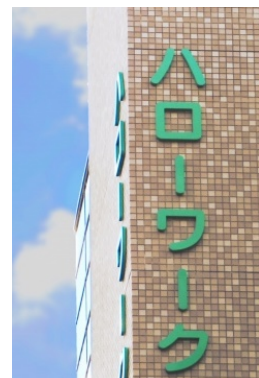
・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年1月から「雇用保険適用窓口」来所の受付時間が変更になり

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を16時までとし、**16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。**

事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。



なお、同リーフレットでは、「電子申請」をする3つのメリットとして、「24時間・365日、申請できること」、「個人情報紛失のリスクがないこと」、「時間と費用を削減できること」が紹介されています。

★令和2年は、電子政府に向けた取組みがさらに進められそうですね。雇用保険関係の手続きでは、上記のような取組みが進められます。



1/10	● 2019年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
1/20	● 納期特例適用分の2019年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付
1/31	● 2019年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2019年11月決算法人の確定申告と納税・2020年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 2月・翌年5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働保険料の納付（延納第3期分） ● 労働者私傷病報告書の提出（休業4日未満の2019年10月～12月の労災事故について報告） ● 税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表の提出） ● 市区町村へ給与支払報告書の提出